

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 一五
- 道路の区域を変更する件四件 一五
- 道路の供用を開始する件二件 一六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件 一六

## 告 示

### 福島県告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南会津郡只見町大字荒島字井戸沢平山四八〇の一、字岩高岩山四五七の一（次の図に示す部分に限る。）、四七八
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

### 福島県告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南会津郡南会津町八総字建野乙四四九の一、字高平丙五三の一、字御天狗山乙四五〇の一から乙四五〇の六まで
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

### 福島県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道飯野	本宮市稲沢字研石二四	変更前	九・〇	二二〇・〇

三春石川線	番四地先から 同 市稲沢字研石三〇 番六地先まで	変更後	二・三・八 四五・七〇 一〇六・六	一七六・五
-------	--------------------------------	-----	-------------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩 加納会津 坂下線	喜多方市慶徳町松舞家 字北ノ窪六五番地先か ら 同 市慶徳町豊岡字 豊岡道北八〇三番一地 先まで	変更前 変更後	六・六〇 二二・〇〇 一〇・〇〇 二四・〇〇	一、六五二・〇 一、六五一・〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-------------	-----------------	---------------

県道泉岩 間植田線	いわき市小浜町台二五 番一地先から 同 市岩間町川田二 番五地先まで	変更前 変更後	B 七・四〇 四三・二〇 C 一四・〇〇 七一・〇〇	一、三三〇・〇 一、一一八・〇
--------------	---	------------	---	--------------------

(道路計画課)

福島県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道折木 筒木原久 之浜線	いわき市大久町大久字 桂坊二四番一地先から 同 市大久町大久字 寺前六番七地先まで	変更前 変更後	八・〇〇 二〇・二二 一〇・二二 二〇・二二	三二一・一 三二一・一

(道路計画課)

福島県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

県道広野小高線	双葉郡橋葉町大字北田字上ノ原一 九番七地先から 同 郡同 町大字北田字合張四番 一地先まで	平成二九年三月二二日
---------	--	------------

(道路計画課)

福島県告示第二百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道泉岩間植田線	いわき市小浜町台一五二番一地从 から 同 市岩間町川田二二番五地先 まで	平成二九年三月二二日

(道路計画課)

福島県告示第二百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
平成二十九年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業(福島市流域関連公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和六十二年九月二十九日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十二年九月二十九日から平成二十九年三月三十一日まで  
(変更後) 昭和六十二年九月二十九日から平成三十四年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十四年福島県告示第三百六十一号)の事業地に福島市飯坂町字八幡新

使用の部分

なし  
田及び字一本松、中野字山岸及び字西八景、湯野字田中前、字下梁、字梁尻、字砂畑、字水吐及び字志和田、平野字西海枝屋敷、字坂ノ上、字田切及び字上細谷、宮代字一本松、字堂ノ前及び字段ノ腰、鎌田字中江、字沢田、字御仮家、字卸町、字石ヶ森及び字門丈壇、南矢野目字番城前、字徳元田及び字徳元田北、北矢野目字窪田、字原田東、字壇ノ腰、字西田、字箱及び字江下、笹谷字出歩、字塗谷地及び字出水田、北沢又字愛右、字馬除前、字大和田南、字川原田、字清水、字下稻荷川原、字下台前、字新田、字外新田、字出符、字土田、字中清水、字番匠田、字明神林及び字柳下、町庭坂字遠原一、字遠原二、字松ノ下及び字原中、笹木野字末梨下、字林際、字西原、字下屋敷及び字中西裏、南沢又字石橋、字玄場町、字高木、字小堰及び字上番匠田、八島田字上干損田、吉倉字吉田、大森字日陰、字名号内、字北原田及び字南原田、黒岩字稲場及び字宮ノ下、田沢字手代森並びに松川町美郷一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の各一部の区域を加える。  
同事業地のうち、同市笹木野字中西裏並びに南沢又字玄場町及び字南玄場の各一部の区域を変更する。

(下水道課)

福島県告示第二百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
平成二十九年三月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 喜多方市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 喜多方都市計画下水道事業(喜多方市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和六十三年七月十二日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十三年七月十二日から平成二十九年三月三十一日まで  
(変更後) 昭和六十三年七月十二日から平成三十四年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第二百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
平成二十九年三月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 喜多方市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 塩川都市計画下水道事業（喜多方市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成六年四月五日
- 四 事業施行期間 （変更前） 平成六年四月五日から平成二十九年三月三十一日まで  
（変更後） 平成六年四月五日から平成三十四年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

（下水道課）